

令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する 価格高騰支援給付金を支給します

国の物価高騰対策として、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給します。また、対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給します。

なお、令和5年度に同様の給付金（7万円追加給付、10万円給付金）を支給されている世帯には支給されません。（未申請の世帯や受給を辞退された世帯も含みます。）

支給対象世帯	令和6年6月3日時点で神崎町に住民登録があり、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯。 ※以下の場合の対象外となります。 ①世帯の中に、住民税が課税されている者及び住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいる世帯 ②課税者の扶養親族のみの世帯 ③租税条例による住民税の免除の適用を届け出ている世帯 ④本給付金を他自治体で受給済みの世帯
申請方法	対象と思われる世帯に対し、確認書を順次郵送いたします。同封の記入例を参考に、「対象要件に合致しているか」ご確認いただき、支給対象となる場合のみ必要書類を提出してください。なお、令和6年1月2日以降町外から転入した方がいる世帯は、住民税の課税情報が把握できないため、確認書は送付しません。該当する世帯は保健福祉課までお問い合わせください。
申請期限	令和6年10月31日（木）

こども商品券を支給します

子育て世帯を応援・支援するため、令和6年6月1日において、神崎町に住所のある18歳までの児童1人につき、3万円分の「こども商品券」を支給します。

こども商品券は、お子様のためのギフト券であり、子育て支援に協力する全国の取扱加盟店で使用できます。（町内の取扱加盟店もあり。随時募集もしています。）

対象児童の保護者には、準備ができ次第ご案内する予定です。



こども商品券見本



取扱店舗にはこのステッカーが貼ってあります

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 1603